

平成29年度 東京都立八丈高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 本校の教育目標「誠実・慈愛・自立」の実現に向けて、すべての生徒がいじめのない学校生活を送れるように、すべての教職員が全力で取り組む。
- (2) すべての教員は、他者を尊重し、生命を大切にする教育実践に努める。そのために研究と修養を重ね、さらなる資質向上に努める。
- (3) いじめについて、生徒が勇気をもって教員等に伝えられる環境を作り、生徒が主体的に取り組めるように働きかける。
- (4) いじめを予見し、迅速に対応するため、家庭や地域、関係機関との連携を深め、協力体制を強める。

2 学校及び教職員の責務

互いの人格を尊重させる観点から、東京都立八丈高等学校全日制課程では、すべての教職員が未然防止に取り組むとともに、事案が生じた場合には、生徒、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体で迅速に対応する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、東京都立八丈高等学校全日制課程いじめ対策委員会（以下、いじめ対策委員会とする）を設置し、いじめ問題へ組織的に対応する。

イ 所掌事項

- 東京都立八丈高等学校全日制課程いじめ防止基本方針の策定、年間計画の作成と実施に関すること。
- スクールカウンセラーの全員面接、生徒の意識調査等とおした早期発見に関すること。
- 生徒や教職員を対象とした研修会の計画と実施に関すること。
- 事案が発生した時の外部との連携窓口と、被害および加害生徒への対応に関すること。

ウ 会議

原則として、年3回実施する。また、必要に応じて随時開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーの8名で構成する。また、臨時に校長が指名することができる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめの早期発見と迅速な対応のため、保護者、警察、社会福祉協議会や子ども家庭支援センターと情報共有するために、東京都立八丈高等学校全日制課程学校サポートチーム（以下、学校サポートチームとする）を設置する。

イ 所掌事項

いじめ対策委員会と連携を取り、支援を行う。

ウ 会議

原則として、年3回実施する。また、必要に応じて随時開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、PTA会長、警視庁八丈島警察署防犯係、八丈町社会福祉協議会、八丈町子ども家庭支援センター、生活指導担当主幹教諭、教務担当主幹教諭進路指導担当主任教諭、保健庶務担当主任教諭の11名で構成する。また、臨時に校長が指名することができる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめに関する校内研修会を年3回実施し、教職員の指導力向上を図る。

イ いじめに関する授業を年3回以上実施し、いじめを許さない意識を高めさせる。

ウ クラス担任の指導、いじめ対策委員会、学校サポートチームでの取り組みを互いに共有し、いじめの未然防止を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア クラス担任の取組調査や生活意識調査の活用等をとおして、いじめ対策委員会で情報収集し、早期発見に努める。

イ スクールカウンセラーと連携して、いじめを早期発見する。

ウ 学校サポートチームと連携して、情報収集にあたる。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめ対策委員会を中心に、対応方針を立案する。

イ 被害生徒の安全確保と加害生徒の観察指導、通報者への安全確保を学校全体で継続的に行う。また、スクールカウンセラーと連携して、被害生徒への心のケアにあたる。

ウ 学校サポートチームと連携して情報収集にあたり、効果的な指導を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒への保護と心のケアを、保護者と連携を図りながら行う。また、加害生徒へも学校としての調査を行う。いずれに対しても、緊急避難として別室で学習を行わせる措置を検討する。

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、東京都教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 教職員研修計画

いじめの研修会を年3回以上実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

保護者会や校長室だよりをとおして、保護者や地域との連携を深め、啓発を進める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

学校サポートチームをとおして、地域や関係機関等との連携を深める。

8 学校評価

保護者、教職員、地域を対象とした学校評価アンケートにより、本校のいじめ対策を検証する。